

「こども家庭ソーシャルワーカー」 Q&A

～新たなこども家庭福祉分野の認定資格～

★ こども家庭ソーシャルワーカーは、どのような資格ですか？

→ 虐待を受けたこどもの保護、支援が必要な子どもへの対応、こどもや保護者に対する相談支援など、こどもを支援するソーシャルワーカーを認定する新たな資格です。

増加する児童虐待の問題に対応するためには、高い専門性が求められるとして、改正児童福祉法（令和4年）に明示され、令和6年4月より制度が開始されました。

この資格は、**こども家庭庁が管轄する「認定資格」**であり、今後、**児童相談所の児童福祉司や市町村こども家庭センターの統括支援員の任用要件**の一つとして位置づけられます。

なお、国家資格化については、今後検討されます。

★ どうすれば資格が得られるのですか？

→ 国が定めた認定機関による講習を受け、試験に合格した後、資格が得られます。

なお、大学での養成については、今後、2年後を目途としてカリキュラムが検討されます。

★ その講習は誰でも受けることができるのですか？

→ まず、現段階では、一定の実務経験のある有資格者や現任者（指定施設において、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士など児童福祉に係る相談援助業務に従事した者）が受講できます（詳しくは次頁の※を参考）。

★ 大分大学でのカリキュラムについて教えてください

- 大学における養成カリキュラム（現任者講習ではない）については、国は今後（令和8年以降）検討を行う予定です。
大分大学 社会福祉実践コースでは、その結果をふまえて、現行の社会福祉士のカリキュラムを補完する形でカリキュラムを設定します。

さらに、制度に先駆けて、大分大学では、本コース独自の1年次の卒業必修の科目として、「こども家庭ソーシャルワーク概論」と「こどもの精神医学入門」を開講しています。
1年次から専門的に学ぶ中で、学生のモチベーションを高めます。

※こども家庭ソーシャルワーカーの要件（現任者の要件） 改正児童福祉法の施行に向けた検討状況（R6.1）（cfa.go.jp）より抜粋

- こども家庭ソーシャルワーカーは、以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。）についての審査・証明事業を実施する認定法人が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであることとする。
- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設（児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。）において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

※こども家庭ソーシャルワーカーの要件について（cfa.go.jp）（R6.3）で詳細が確認できます